

御遺族の皆さまへ

※ウラ面も御確認ください

※このお知らせは、喪主・施主などご遺族の方にお渡しください。

お亡くなりになられた方に関して、次のような手続きが必要となります。ご遺族の方は、葬儀が終了し、一段落しましたら、こちらをご一読いただき、役場住民生活課又は古丹別支所の窓口で手続きされますようお願いいたします。

手続きの期限は、お亡くなりになられた日から2週間以内となっておりますのでご留意願います。

区 分	手 続 の 方 法 等
①国民年金 厚生年金	<ul style="list-style-type: none">・死亡時に、国民年金又は厚生年金の受給者であった方は、年金受給者死亡届（未支給年金請求書）を提出し、年金証書を返還してください。なお、この届出書については、役場又は古丹別支所に備えてあります。・未支給年金の支払いがある場合は、死亡者と生計が同一であった者の振込先金融機関等の通帳を持参してください。・未支給年金請求書に添付書類（住民票等）として手数料がかかります。・国民年金又は厚生年金の受給前であった方は年金手帳を持参してください。・念のため死亡診断書の写しを持参してください。
②通知カード又は 個人番号カード	死亡により交付されていた 通知カード 又は 個人番号カード を返還して下さい。写真付きの個人番号カードをお持ちの方以外は通知カードをお持ちです。
③印鑑登録をされて いた方	死亡により交付されていた印鑑登録証が使用できなくなりますので、交付済みの 印鑑登録証 （No. ）を返還してください。
④国民健康保険加 入者	死亡時に、国民健康保険の加入者であった方は、 <ul style="list-style-type: none">・資格喪失届に国民健康保険被保険者証を添えて提出してください。・葬祭費を支給するため、喪主（葬儀を行った方）が指定する金融機関等の通帳を持参してください。・国民健康保険税の還付のため、国民健康保険の世帯主の振込先の金融機関等と口座番号をお知らせください。・擬主世帯の場合は、世帯主変更のため国民健康保険被保険者証等を持参してください。
⑤後期高齢者医療 保険加入者	死亡時に、後期高齢者医療保険の加入者であった方は、 <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療保険被保険者証を返還してください。・葬祭費を支給するため、喪主（葬儀を行った方）が指定する金融機関等の通帳を持参してください。

区 分	手 続 の 方 法 等
⑥高齢者等	死亡時に、介護保険被保険者証、高齢者公衆浴場利用証等を交付されていた方は、それぞれ交付されていたものを返還してください。
⑦身体障害者等	死亡時に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳等を交付されていた方は、交付されていた手帳を返還してください。
⑧医療費助成制度の受給者	死亡時に、重度心身障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証又は子どもの医療費受給者証を交付されていた方は、交付されていた受給者証を返還してください。
⑨届書謄本の請求	<p>死亡届の謄本（写し）を請求するときは、次の書類が必要となりますので、請求と同時に提出してください。なお、遺族年金の請求に使用する場合は、年金受給者のみ請求することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類等 請求者の戸籍謄本（本町に戸籍があるときは不要）、印鑑、身分を確認できる書類（運転免許証等本人の写真が貼付されているもの）及び委任状（請求者以外の場合に必要） ・郵便局の簡易保険死亡保険金請求の場合は、保険証書を持参してください。郵政事業民営化以降に契約した保険については、対象外となります。
⑩障害福祉サービスの利用者	死亡時に、障害者総合支援法による障害者福祉サービスを利用されていた方は、交付されていた受給者証を返還してください。
<p>注1 いずれの手続にも印鑑が必要となりますので忘れずに持参してください。</p> <p>注2 この手続は、役場住民生活課、古丹別支所のいずれでも出来ますので、都合の良い場所で手続きしてください。なお、手続方法などで不明な点がありましたら、役場住民生活課住民係又は古丹別支所にお問い合わせ願います。</p>	
<p>苫前町役場 〒078-3792 北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1 住民生活課 住 民 係 電話 0164-64-2213 古丹別支所 電話 0164-65-3311</p>	

苫前町住民生活課